



空き家・空き地等の相談対応について

トラブルの内容は様々です…



解決に向けては…

所有者等に適切に困っている内容を伝えて対応してもらうことが重要です！



基本的な方法は

自ら所有者等に通知等へ働きかけを行う

- ①法務局から土地又は建物の登記事項証明書により所有者を調査する。
- ②所有者に、「いつ」「どこで」「どのように困っているか」「いつまでにどうしてほしいか」などを明確に記載した書面を、内容証明郵便等により送る。
- ③相当期間(おおよそ2週間から1か月程度)で改善等がされるか待つ。

(※自らの働きかけが難しい場合は)
市へ通知等を依頼する

- ①市に、現状や記載してほしい情報を明確に伝えるほか、依頼者自身の情報(氏名、住所、連絡先)も伝える。
- ②市から所有者等へ、書面にて対応を依頼する。
- ③相当期間(おおよそ2週間から1か月程度)で改善等がされるか待つ。



(◆所有者等が対応してくれない場合の対処法◆)
令和5年4月1日に改正民法が施行され、所有者に対応を促しても切除されない場合や、調査しても所在が不明な場合等には、越境された土地の所有者が自ら越境部分を切除することが可能となりました！

※ただし、自身で切り取りを行う場合は、必要以上に枝を切り過ぎてしまったなど、相手方との思わぬトラブルになる可能性があるため、先に司法書士や弁護士等へご相談することをお勧めします。



よくある質問

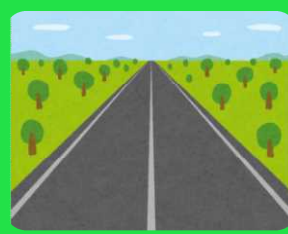
- Q1. 隣の土地の草木を適正に管理してほしいが、どうすればいいか。
- 主な解決方法としては、以下の方法があります。
- ・自ら法務局で登記事項証明書を取得し、所有者等に状況を伝えて対応を働きかける。
 - ・自分での働きかけが難しい場合は、市に適正管理の通知等を依頼する。
- Q2. 自分で措置対応するために了承を得たいので、所有者情報を教えてもらえませんか。
- 市から個人に関する情報を教えることはできませんが、所有者等と連絡をとりたい場合に、市からの通知等に依頼者自身の情報(氏名、住所、連絡先)を記載することは可能です。
- Q3. 通知等をして改善されません。どうすればいいですか。
- 再度通知等により対応を促し、それでも改善しないようであれば、司法書士や弁護士等への相談、管理制度^(※)等の活用や調停、民事訴訟等を検討してください。
- (※)管理制度…管理不全建物管理制度や所有者不明建物管理制度など、利害関係人が裁判所に申立てを行い、裁判所が管理人を選任し管理させる制度。

主な相談先



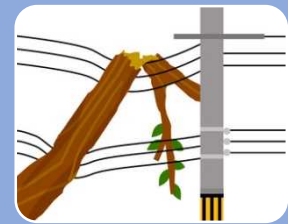
空き地・空き家に関すること

- ・地域づくり課生活環境班(TEL:018-853-5370)



道路に関すること

- ・(市道)都市建設課建設管理班(TEL:018-853-5337)
- ・(県道、3桁国道)地域振興局建設部道路整備課(TEL:018-860-3472)
- ・(国道)国土交通省秋田河川国道事務所(TEL:018-823-4167)



緊急的なこと

- ・(火事、救急)消防署(TEL:119)
- ・(不審者、窃盗)警察署(TEL:110)
- ・(電線)東北電力ネットワーク(TEL:0120-175-366)
- ・(電話線)NTT東日本(TEL:0120-444-113)